

シンポジウム「日本におけるマイノリティーに対する差別撤廃と法整備」

問題提起

高野真澄

私がコーディネーターということになっております。最初に報告者それぞれの自己紹介からさせていただきます。私は香川大学の高野でございます。専攻は憲法です。

シンポジウムは「日本におけるマイノリティーに対する差別撤廃と法整備」という、いささか堅いテーマでございますけれども、報告者からは具体的な話が出るかと思えます。そしてこの場合は全体の参加者の中でやるわけでございますので、まず全体を承りまして基本的な問題を知ってもらい、あるいは討議の素材にさせていただくというような趣旨でございます。

1 問題提起
言うまでもなく、わが国内にあります差別問題といいますが、主要には近世近代以降に関わる歴史的な社会問題でありますけれども、それは同時に人権の確立と差別の禁止に関する憲法上の問題でもあります。今日おきまして

は、社会の国際化とともに、憲法問題も同時に国際人権の問題となって射程が広がっておるわけでございます。本来、こうした現在の差別問題に対しては、戦後新しい日本が出発する際に、日本国憲法の制定とともに具体化立法が用意できてもよいはずであったわけでございます。しかし、残念ながらそれが実現を見ないままに今日に至り、被差別の質と量が深まり拡がるなかで、被差別の仕組みに対応した立法の必要が痛感されております。さきほど少し申し上げましたように、今日では、国内の憲法とか答申その他の内発的な要請とともに、国際人権法といったような外圧的な要請の両面から、いよいよ国内における人権問題の解決が問われているところでございます。

以下、被差別の個別的各論的な国内的状況というものについて、それぞれ報告者の方から事実認識とあるいは

被差別の立法事実に基づいた個別の法案の趣旨や制定の背景・内容などについての提起があるかと思えますけれども、概略を私の方から申し上げます。

一九八四年五月には「アイヌ民族に関する法案」の提起がございました。四年後の一九八八年の一〇月には在日の「補償・人権法案」の提起がございまして今日に至っております。一九八四年の三月には「部落解放基本法」検討委員会が設置されて、翌八五年の一月に同法案の報告書が公表されました、その後はご承知の国民的な立法運動に受け継がれて今日に至っているわけでございます。以上の個々の法案がなぜできて、どのような中身を持っているか、またどういう特色を持っているかということについては、御三方のレポーターそれぞれの報告に譲りたいと思いません。

いまわれわれとしましては、全体を眺めてみて、日本の国内における在日韓国・朝鮮人問題、アイヌ民族に関する問題、被差別部落出身者の問題、「障害」者の問題など、いくつかの言わば被差別少数者集団——マイノリティ・グループと言いましようか——に属する人たちの国内法的状況について、総論的な課題と各論的な課題、あるいは共通面ないしは異質面を明らかにして、今後の人権立法の実現に力強い第一歩を踏み出さなければならぬ、そういう時

期がいよいよ差し迫っているのではないかと思われるわけでございます。そういう中でこのシンポジウムが持たれますことは、いろいろな意味で被差別の横のつながり方を明確にするとともに、将来への展望を探るという意味を持っているわけがあります。

議論に先立ちまして私の方から、問題の所在を明らかにするため共通の前提と言えるような問題を三つ指摘しておきたいと思えます。

一つの問題は、何と言いましても日本社会の差別構造及びそれを前提とした社会的偏見ないし差別意識の撤廃という課題であります。

二つ目は、日韓併合以来の植民地支配、民族同化政策、あるいは同和問題に関して言えば融和行政によって様々な不利益を受けている人たちに対する、わが国としての政治的責任の取り方、あるいは立法上の施策の取り方の問題であります。その手段方法としてはいろいろなものと考えられるわけがあります。

三つ目の問題は、問題解決としていろいろな前提あるいは原理原則の問題があるわけですが、少なくともこれを憲法問題として、問題の解決を非差別の原則、あるいは内外人平等の原則を基本として、差別の撤廃ないし人権の確立を目指していくということでございます。法整備の

核心部分に当たるかと思われます。この最後の問題は、具体的には日常生活の中での被差別状況の改善、とりわけ生存権の保障を中心とするところの実体的な差別解消のための特別対策を立て、その中では就職差別の撤廃ということも大変重要な問題になって来るかと思えます。また、人権尊重、権利平等の共通の基底にはアイヌの文化、民族的文化、あるいは被差別部落の文化やそれぞれの教育の尊重ということを据えて、被差別グループの文化的・教育的なアイデンティティー——独自性と言いますか——そういったことを主張していくということも非常に重要な共通の部分となるのではないかと思います。この点三者それぞれの構想が出てまいっております。

他方、今後の取り組みの問題として「あらゆる差別の撤廃」を目指して、いわゆる「人権基本法」が構想されかつ展望されております。理念的には人権基本法の展望あるいは構想というものはわれわれも共通に立法の目標としておるものでございますけれども、一気に被差別の諸問題をいま直ちに統一できる状況にあるかと言いますと、必ずしもそうでない状況が多々あるように思われます。従いまして、立法要求としてはまずは個別の立法に限定してやっていくといったような状況もあり得るわけでございます。現に他の民間運動団体の方からも現行法の期限後を想定した

新規立法の要求として「人権基本法案要綱」というものが昨年公表されました、そして宣言法の下位の法体系として事業法としての特定地域対策法、救済法としての紛争処理法といったものも付け加えられて主張されてまいっております。私どももこういった関連の団体から出される法案についても詳しく検討する機会を近く持ちたいというふうにも思っているところでございます。以上簡単でございますが、イントロとしての挨拶に替えたいと思えます。

それでは、まず部落解放基本法について部落解放研究所の友永健三さんから提起をいただきましたと思えます。